

「広島市スポーツ振興審議会の公開に関する取扱要領」及び  
「傍聴要領」の改正について

1 改正理由

「広島市スポーツ振興審議会の公開に関する取扱要領」(以下「公開要領」という。)は、広島市スポーツ振興審議会条例第8条の委任規定に基づき、本市の「審議会等の運営等に関する要綱」に従って策定されている。

本市では、市民主体の市政を実現するため、平成22年1月1日付で上記の要綱を廃止して新たに「市民の市政参画の推進に関する要綱」及び「審議会等の運営等に関する要領」を策定し、その後傍聴手続きの見直しに伴い、同年4月1日付で「市民の市政参画の推進に関する要綱の解釈等」を改正した。

こうした本市の要綱等の改正等に伴い、公開要領及び傍聴要領について所要の改正を行うものである。

2 改正のポイント

- ・ 公開要領に記載されている「審議会等の運営等に関する要綱」という文言を「市民の市政参画の推進に関する要綱」に改める。
- ・ 公開要領の中では参考として「審議会等の運営等に関する要綱」中の根拠部分を記載しているが、これを「市民の市政参画の推進に関する要綱」、「審議会等の運営等に関する要領」中の根拠部分に改める。
- ・ 「市民の市政参画の推進に関する要綱の解釈等」の改正に従い、公開要領及び傍聴要領の傍聴手続部分の記載を改める。

# 広島市スポーツ振興審議会の公開に関する取扱要領新旧対照表（案）

現 行	改 正
<p>第1条 趣旨 この要領は審議会等の運営等に関する要綱第8条に基づき、広島市スポーツ振興審議会（以下「審議会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。 ＜参考：「審議会等の運営等に関する要綱」抜粋＞</p> <p>第8条 審議会等の会議は、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 会議資料に広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれる場合</p> <p>(2) 議題から委員及び事務局等の発言内容に不開示情報が含まれることが予想される場合</p> <p>(3) その他公にすることが不相当と当該審議会等が認める場合</p> <p>2 前項ただし書に規定する場合において、議題ごとに公開又は非公開の別があつて、会議を部分的に公開することが可能なときは、会議の部分公開に努めるものとする。</p>	<p>第1条 趣旨 この要領は「市民の市政参画の推進に関する要綱」第18条に基づき、広島市スポーツ振興審議会（以下「審議会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。 ＜参考：「市民の市政参画の推進に関する要綱」抜粋＞</p> <p>第18条 市長は、市政に対する市民の理解を深め、市民主体の市政の推進に資するため、審議会等の適正な運営を図るものとする。</p> <p>2 前項の審議会等とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関</p> <p>(2) 市政運営上の意見交換等を行うため、学識経験者、市民等を構成員として、市長が、要綱等の規定に基づき設けるもの（関係者間の連絡調整のために設けるもの及び専ら施設の運営状況についての意見、提案等を求めるために設けるものを除く。）</p> <p>3 審議会等の会議（以下「会議」という。）は、その運営の透明性を確保するため、公開するものとする。ただし、会議を非公開とすることが適当と認められる場合として要領で定める場合は、この限りではない。</p> <p>4 前項ただし書の規定により会議を非公開とする場合においても、議題ごとに公開又は非公開の区分ができるときは、公開とすることができる議題に係る会議の部分について、公開に努めるものとする。</p> <p>5 市長は、審議会等ごとにホームページを開設するとともに、当該ホームページを活用し、市民に対し審議会等の運営に関する必要な情報を提供するものとする。</p>
<p>第2条 会議の公開 審議会の会議は、これを公開とする。ただし、「審議会等の運営等に関する要綱」第8条第1項各号のいずれかに該当する場合は非公開とする。</p>	<p>第2条 会議の公開 審議会の会議は、これを公開とする。ただし、「市民の市政参画の推進に関する要綱」第18条第3項ただし書に基づき規定する「審議会等の運営等に関する要領」第4条第1項各号のいずれかに該当する場合は非公開とする。 ＜参考：「審議会等の運営等に関する要領」抜粋＞</p>
<p>2 (略)</p>	<p>第4条 要綱第18条第3項ただし書の会議を非公開とすることが適当と認められる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 会議資料に広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のうちのいずれかが含まれる場合</p> <p>(2) 議題から委員及び会議の庶務を処理する部署の職員等の発言内容に不開示情報が含まれることが予想される場合</p> <p>(3) その他公にすることが不相当と当該審議会等が認める場合</p> <p>2 (略)</p>
<p>第3条～第4条 (略)</p>	<p>第3条～第4条 (略)</p>
<p>第5条 傍聴手続</p> <p>1 (略)</p> <p>2 傍聴を希望する者は、<u>所定の用紙に必要事項を記載して、傍聴の申し立てをするものとする。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>第5条 傍聴手続</p> <p>1 (略)</p> <p>2 傍聴を希望する者は、<u>係員の指示に従って会場に入場するものとする。</u></p> <p>3 (略)</p>
<p>第6条～第9条 (略)</p>	<p>第6条～第9条 (略)</p>

## 傍聴要領新旧対照表（案）

現 行	改 正
<p>1 傍聴手続き</p> <p>(1) 会議の傍聴を希望する方は、<u>会議の開催予定時刻の5分前までに受付で名前及び住所を記入し、係員の指示にしたがって会場に入場してください。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>1 傍聴手続き</p> <p>(1) 会議の傍聴を希望する方は、_____</p> <p>_____ 係員の指示にしたがって会場に入場してください</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>

## 広島市スポーツ振興審議会の公開に関する取扱要領（案）

### （趣旨）

第1条 この要領は「市民の市政参画の推進に関する要綱」第18条に基づき、広島市スポーツ振興審議会（以下「審議会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

＜参考：「市民の市政参画の推進に関する要綱」抜粋＞

- 第18条 市長は、市政に対する市民の理解を深め、市民主体の市政の推進に資するため、審議会等の適正な運営を図るものとする。
- 2 前項の審議会等とは、次に掲げるものをいう。
    - (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関
    - (2) 市政運営上の意見交換等を行うため、学識経験者、市民等を構成員として、市長が、要綱等の規定に基づき設けるもの（関係者間の連絡調整のために設けるもの及び専ら施設の運営状況についての意見、提案等を求めるために設けるものを除く。）
  - 3 審議会等の会議（以下「会議」という。）は、その運営の透明性を確保するため、公開するものとする。ただし、会議を非公開とすることが適当と認められる場合として要領で定める場合は、この限りではない。
  - 4 前項ただし書の規定により会議を非公開とする場合においても、議題ごとに公開又は非公開の区分ができるときは、公開とすることができる議題に係る会議の部分について、公開に努めるものとする。
  - 5 市長は、審議会等ごとにホームページを開設するとともに、当該ホームページを活用し、市民に対し審議会等の運営に関する必要な情報を提供するものとする。

### （会議の公開）

第2条 審議会の会議は、これを公開とする。ただし、「市民の市政参画の推進に関する要綱」第18条第3項ただし書に基づき規定する「審議会等の運営等に関する要領」第4条第1項各号のいずれかに該当する場合は非公開とする。

＜参考：「審議会等の運営等に関する要領」抜粋＞

- 第4条 要綱第18条第3項ただし書の会議を非公開とすることが適当と認められる場合は、次に掲げる場合とする。
- (1) 会議資料に広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のうちのいずれかが含まれる場合
  - (2) 議題から委員及び会議の庶務を処理する部署の職員等の発言内容に不開示情報が含まれることが予想される場合
  - (3) その他公にすることが不適当と当該審議会等が認める場合

2 議題を非公開とする場合の決定は、会長に一任する。

### （会議開催の周知）

第3条 市民局文化スポーツ部スポーツ振興課（以下「スポーツ振興課」という。）は、会議を開催するにあたって、会議の日時及び場所等必要事項を記載した会議の開催案内を作成し、会議を開催する日の1週間前までに、これを次の方法により会議を開催する旨の周知を図るものとする。

- (1) スポーツ振興課窓口への備え付け
- (2) 広島市公文書館の所定の場所への掲示
- (3) 広島市ホームページへの掲載
- (4) 広島市市政記者クラブへの情報提供

### （傍聴人の定員）

第4条 傍聴人の定員は会議室の収容可能人数等を勘案し、会議の開催の都度、会長が決定するものとする。

### （傍聴手続）

第5条 傍聴の申し込みの受付は、会議の当日、会議開始の30分前から開始する。

- 2 傍聴を希望する者は、係員の指示に従って会場に入場するものとする。
- 3 傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、先着順により決定する。ただし、傍聴席に余裕があると認められる場合には、適宜増員に努めるものとする。

(傍聴することができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 凶器の類等他人に危害を加える恐れがある物品を携帯している者
- (3) はち巻き、ビラ、ブラカード及び旗の類等議事を妨害する恐れがある物品を携帯又は着用している者
- (4) その他円滑な議事の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は静粛を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談笑したり、騒ぎ立てたりする等議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場内で携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (5) 写真撮影、録画及び録音等は行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合を除く。
- (6) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるようなことをしないこと。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、議長はこれを制止し、それでもなおその指示に従わず、会議の目的が達成できないと認められる場合は、当該傍聴人を退場させるか、あるいは当該会議を中止する等の措置を講ずることができる。

(会議の要旨の作成及び閲覧)

第9条 スポーツ振興課は、次に掲げる事項を記載した会議要旨又は会議録を速やかに作成するものとする。

- (1) 会議名
  - (2) 開催日時・場所
  - (3) 出席委員名
  - (4) 議題
  - (5) 公開・非公開の別（非公開部分がある場合はその理由）
  - (6) 傍聴人の人数
  - (7) 会議資料名
  - (8) 発言の要旨又は会議の要旨
- 2 スポーツ振興課は、作成した会議要旨の内容に正確を期するため、議長の確認を得るものとする。
- 3 スポーツ振興課は、作成した会議要旨をスポーツ振興課窓口及び広島市公文書館の所定の場所に備え置き、これを作成した日から同日の属する年度の翌年度3月末日まで閲覧に供するものとする。

附則

この要領は、平成13年10月3日から施行する。

附則

この要領は、平成20年11月20日から施行する。

附則

この要領は、平成22年 月 日から施行する。

## 傍 聴 要 領 ( 案 )

広島市スポーツ振興審議会

### 1 傍聴手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻の5分前までに、係員の指示にしたがって会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、会議開始の30分前から先着順に行い、定員になり次第、受付を終了します。

### 2 傍聴者の遵守事項

- (1) 以下に該当する方は、会議を傍聴することができません。
  - ア 酒気を帯びていると認められる者
  - イ 凶器の類等他人に危害を加える恐れがある物品を携帯している者
  - ウ はち巻き、ビラ、プラカード及び旗の類等議事を妨害する恐れがある物品を携帯又は着用している者
  - エ その他円滑な議事の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者
- (2) 会議の開催中は静かに傍聴し、以下の事項を守ってください。
  - ア 会場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
  - イ 談笑したり、騒ぎ立てたりして物議の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
  - ウ 飲食又は喫煙をしないこと。
  - エ 会場内で携帯電話等の無線機を使用しないこと。
  - オ 写真撮影、録画及び録音等は行わないこと。(会長の許可を得た場合を除く。)
  - カ その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるようなことをしないこと。

### 3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議場においては議長又は係員の指示にしたがってください。
- (2) 上記2(2)の事項が遵守されない場合、退場していただくことがあります。